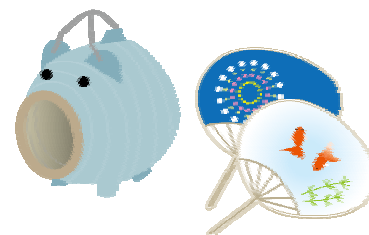


### 年金相談の現場から



ある金融機関で年金相談を受けています。ご相談にいらっしゃるお客様は60歳前後の女性が多いという特徴を持っています。今回は、その中でも特に相談事例の多い「基礎年金(国民年金)の繰上げ受給」についてご紹介をしたいと思います。

#### 老齢基礎年金(国民年金)の繰上げ受給

現在60歳前後の女性は、結婚までは会社員として数年働き、結婚後は専業主婦であったために元々厚生年金の額が少なく(あるいは厚生年金がない)、基礎年金がメインの年金であるという方が多いのが現状です。その方たちの立場に立てば、「もらう年金の前倒し」はライフプランを考えるためには大変重要なことで、相談件数が多いのも当然のことです。なお「基礎年金の繰上げ受給」には「全部繰上げ」と「一部繰上げ」がありますが、今回は「全部繰上げ」を取り上げます。

老齢基礎年金は原則65歳から受給開始となりますが、65歳まで待つことなく60歳から65歳になるまでの間に月単位で、繰上げ受給をすることができます。減額率は、繰上げ月数に0.5%をかけて計算します。例えば60歳0ヶ月で繰上げ請求をした場合、60月×0.5%で計算をします。減額率が30%になりますので支給率は70%となります、

繰上げ支給率

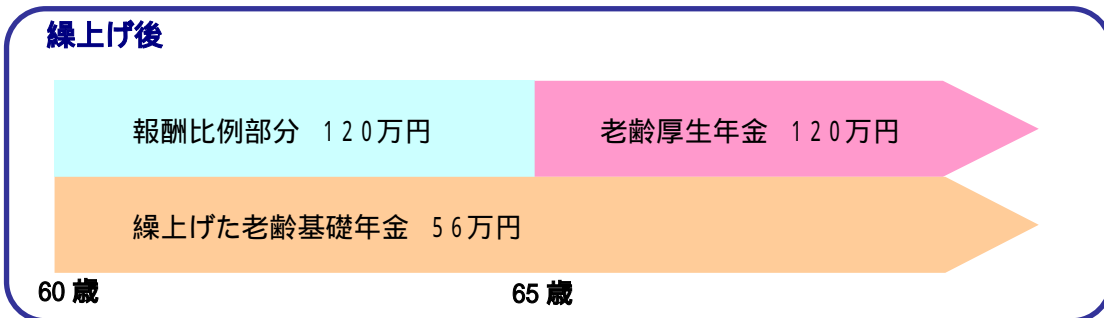
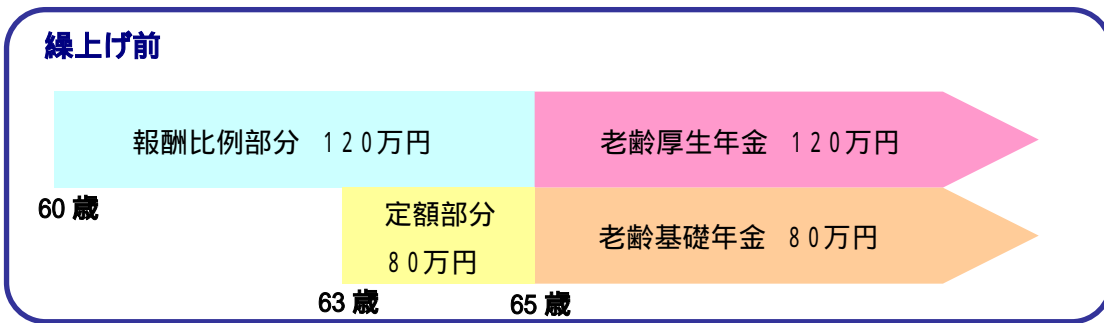
(昭和16年4月2日以降生まれ)

繰上げ年齢	60歳0ヶ月	61歳0ヶ月	62歳0ヶ月	63歳0ヶ月	64歳0ヶ月
支給率	70%	76%	82%	88%	94%

一旦繰上げ支給を請求すると、一生涯この減額された年金が支給されることになり、かつ途中で取り消しはできません。60歳から65歳までは減額をされても、65歳以降は本来の年金額に戻ると考えていらっしゃる方、また途中で取り消せばよいと考えていらっしゃる方が時々いらっしゃいます。ここの部分の認識を間違えていますと、後々のライフプランに大きく影響しますので、このことは「強調しすぎてもしすぎる事はない」、と思い、相談を受ける際には、強調してお話するようにしています。

<例>

次の年金受給予定者(定額部分の受給は63歳から)が60歳0ヶ月で繰上げをした場合



繰上げ受給の一番のデメリットは、一生涯の減額だと思いますが、他に以下のようなデメリットがあります。

障害年金の請求ができなくなる。

寡婦年金の請求ができなくなる。

国民年金の任意加入ができなくなる。

免除期間(国民年金)の追納ができなくなる。

遺族厚生年金と繰上げ受給の基礎年金は65歳までは、どちらか一方しか受け取れない。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分の一部(基礎年金相当額)が支給停止となる。

### 年金見込額照会回答票

年金事務所の相談窓口で「年金見込額照会回答票」という年金試算を出してもらうことができます。この試算では単なる見込年金額だけではなく、繰上げ請求をした場合の年金額と本来支給額との比較、繰上げ支給した場合の総受給見込額等を出してもらうことが可能です。FPとして「繰上げ受給」に関するご相談を受けた際には、この「年金見込額照会回答票」を年金事務所にて出してもらい、その方の資産・生きがい・ライフプランを考えてご相談に乗りたいものです。なお、年金事務所にて本人ではなく他の人が「回答票」を出してもらう際には、委任状が必要となります。

### 著者プロフィール

#### 川端 薫 氏

社会保険労務士 CFP

青山学院大学を卒業後、メーカー、生命保険会社等を経て社会保険労務士・FP事務所を開業。明るく楽しく誰にでもわかる易しい言葉で伝えることを念頭におき、講演・コンサルティング業務を中心に活動。得意分野は「生命保険」「年金」「ライフプラン」「コミュニケーション」。

NPO 法人アクティブ・シニア・クラブ副理事長

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488